

食品安全委員会第 424 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 3 月 22 日（木） 13：58～14：31

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t.* Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 16 品種は除く。）

（厚生労働省からの説明）

(2) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

・添加物「リン酸一水素マグネシウム」に係る食品健康影響評価について

(3) 平成 24 年度食品安全委員会運営計画について

(4) 平成 24 年度食品安全モニターの依頼について

(5) 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 23 年 12 月～平成 24 年 2 月分）について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 温泉川新開発食品保健対策室長

(事務局)

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勸告広報課長、
新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配付資料

資料 1-1 食品健康影響評価について

資料 1-2 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統とコウ
チュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34*/
35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統と
除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモ
ロコシ MIR604 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価を
経た旨の公表を行った品種を除く。）に係る食品健康影響評価について

資料 2 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<リン酸一水素マグネシ
ウム>

資料 3 平成 24 年度食品安全委員会運営計画（案）

資料 4 平成 24 年度食品安全モニターの依頼について

資料 5 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成 23 年 12 月～平成 24 年 2 月分）につ
いて

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 424 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省から温泉川新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 424 回会合）議事次第」に従いまして、本
日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 本日の資料は 6 点ございます。

まず、資料 1-1 が厚生労働大臣からの評価要請書でございます。その関連資料として資料 1-
2 がございます。

資料 2 が「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 が「平成 24 年度食品安全委員会運営計画（案）」。

資料 4 が「平成 24 年度食品安全モニターの依頼について」。

資料 5 が「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等について」。

以上でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○小泉委員長 それでは議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料 1-1 にありますとおり、厚生労働大臣から 3 月 19 日付で遺伝子組換え食品等 1 品目につきまして食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の温泉川新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○温泉川新開発食品保健対策室長 厚生労働省新開発食品保健対策室の温泉川でございます。よろしく申し上げます。

それでは、このたび食品安全基本法第 24 条 1 項の規定に基づき食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換え DNA 技術応用食品について概要を御説明申し上げます。

お手元の資料 1-2 に申請品目の概要を示しております。

本日御説明を申し上げますのは、資料 1-2 の最後のところに別紙の表がございまして、そこに概要を示しておりますけれども、5 品種のスタックとなっております。具体的にはチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統、除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統から成る組合わせのすべての掛け合わせの品種でございます。いずれも既に安全性審査を終了しているデント種のトウモロコシであり、害虫抵抗性及び除草剤耐

性の性質を持っております。

このたび新たに意見を求めるものは、参考資料にお示しをしておりますけれども、資料1-2の3.のところの*以降にも示しております既に安全性審査を終了している16品種を除きます10品種となっております。本品種の食品としての利用目的や利用方法に関して、従来のデント種トウモロコシとは相違はございません。

以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして御意見・御質問ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ただ今の厚生労働省からの説明及び提出された資料によりますと、本件につきましては遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種であることから、まず平成23年7月21日食品安全委員会決定「遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて」に基づきまして、その取り扱いを検討する必要があると考えます。同決定に規定する①から③までのいずれにも該当し、遺伝子組換え食品等専門調査会における調査審議を経ることなく食品健康影響評価を行うかどうかについて、担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○**長尾委員** ただ今、厚生労働省から御説明いただきましたように、本品種は、挿入された遺伝子によって宿主の代謝系には影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性の形質が付与されたもの同士の掛け合わせ品種です。トウモロコシのデント種の掛け合わせであることから、亜種レベル以上の交配ではなく、摂取量、食用部位、加工法等に変更がないことから、遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方における安全性の確認を必要とするものに該当しません。

また、親品種の安全性審査において、当該品種の掛け合わせ品種の安全性審査に当たり詳細な審議が必要とされたものはなく、そのほか新規性の高い内容を含まないものです。そのため、遺伝子組換え食品等専門調査会の審議を経ることなく食品健康影響評価を行う場合に該当します。

以上です。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明によりますと、本件は「遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて」の遺伝子組換え食品等専門調査会の調査審議を経ることなく食品健康影響評価を行う場合に該当するとのことですので、委員会で審議することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 では、何か質問等ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、今後委員会において審議を行うことといたします。

温泉川室長、どうもありがとうございました。

○温泉川新開発食品保健対策室長 ありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして御説明いたします。

資料2の9ページをお願いいたします。9ページの1. 用途にございますように、このものは栄養強化剤、pH調整剤及びイーストフードに使用される添加物でございます。

11ページをお願いいたします。11ページの半ばから少し下の辺に記載がございますが、このものはいわゆる国際汎用の添加物でございます、企業等からの要請を待つことなく、厚生労働省が食品健康影響評価の要請を行ったというものでございます。

12ページからローマ数字のⅡ. 安全性に係る知見の概要となっております、1. 体内動態の冒頭のところに記載がございますように、リン酸一水素マグネシウムの体内動態に関する試験成績は認められておりませんが、このものは希酸に溶解するため、経口摂取した場合、胃内の酸性状態により解離してリン酸イオンとマグネシウムイオンとなって吸収されると考えられております。専門調査会は、各イオンの動態に関する知見を取りまとめて評価を行うこととしたということでございます。

15ページの下の方から毒性の項目になっておりまして、19ページの下の方から(3)反復投与毒性がございます。

28 ページに⑤反復投与毒性のまとめという項目がございます。各種マグネシウム化合物の試験成績を検討しまして、試験間で必ずしも整合性のない結果もございましたが、リン酸一水素マグネシウムの 90 日間反復投与毒性試験について、最高用量の 5 %を NOAEL と評価されているところがございます。

さらに 31 ページに (7) としてヒトにおける知見という項目がございますが、特段の問題のある知見は見当たっておりません。

37 ページから食品健康影響評価がございます。各種試験の成績、これまでの各イオンで構成される物質の食経験を考慮いたしまして、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられておまして、一日摂取許容量を特定する必要はないという評価でございます。

最後のページをお願いいたします。本件につきまして、3月9日まで御意見・情報の募集を行いましたが、御意見等はございませんでした。

本件につきましては、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見ございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち添加物として適正に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、ADI を特定する必要はないということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(3) 平成 24 年度食品安全委員会運営計画について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「平成 24 年度食品安全委員会運営計画について」です。

本件につきましては、本年 2 月 16 日の第 419 回委員会会合におきまして取りまとめた案について意見募集を行うこととなっております。2 月 16 日から 3 月 16 日まで意見募集が実施されましたので、その結果について事務局から説明をお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料3に基づきまして、御説明いたします。

意見募集の結果につきましては、資料3の最後の2枚をごらんいただきたいと思います。「参考」としているものでございます。

提出された意見数は、1通5件でございました。

まず、食品健康影響評価の実施についてということで、その理由に書いてございますように、放射性物質対策の経緯を踏まえ、放射性物質のように総合的な観点でリスク評価を求められる場合は、他省庁とも調整を行った上でリスク評価を行えるよう整理を行ってくださいという御意見がございました。

これにつきましては、食品健康影響評価は、科学的知見に基づいて客観的かつ中立公正に行うことになっていることから、その中立公正性の確保等に支障を生じるおそれがあるような他省庁との調整をあらかじめ行うことは困難ですけれども、評価結果については、関係省庁と連携しつつ、リスクコミュニケーションに努めていく旨の回答をそこに書かせていただいております。

それから、2点目が、そのページから次のページにかけてでございますけれども、科学的知見が十分にそろっていない分野についても一定のリスク評価や管理に役立つ指針等が示せるよう、食品健康影響評価の方法について検討を行ってくださいというものでございます。

これにつきましては、国民に対する迅速な情報提供を行うという観点から、これまでもファクトシート、リスクプロファイル等を公表してきているということと、それから、新たなリスク評価手法の開発のための研究を行っておりますので、引き続きこれらを行っていく旨、回答しております。

また、理由の最後のところに、「グリシドール脂肪酸エステルについても速やかに何らかの評価結果を提出することが望ましいと考えます」ということが書かれておりますので、この点につきまして、グリシドール脂肪酸エステルについては、可能な限り早く調査審議を進めていく旨を回答しております。

それから、3点目が、「食品健康影響評価に関するガイドラインを速やかに実施してください」ということですが、理由のところにあるように「ガイドラインを策定してください」という趣旨の御意見だと思います。

運営計画上、3ページ、第3の2の評価ガイドラインの策定ということを書いておりますが、そこについては「農薬、動物用医薬品、飼料添加物、器具・容器包装のリスク評価に関するガイドラインが未策定」との指摘がなされており、これにつきましては、現在、それぞれの専門調査会でガイドラインについて検討しておりますということを回答しております。

それから、農薬につきましては、計画案に書かせていただいておりますが、平成24年度中にガ

イドラインを策定し、それ以外のものについても、可能な限り早くガイドラインを策定してまいりたいという旨の回答をいたしております。

それから、4点目、「リスク評価が行われていない指定添加物、既存添加物についての評価を行ってください」という御意見でございます。

これにつきましては、自ら評価の実施についての考え方を、このページから次のページについて書かせていただいております。来年度におきましても自ら評価案件の募集を行う予定でありますので、ここに書かせていただいている選定基準に該当することを説明する資料と併せて応募していただければということを書かせていただいております。

なお、その際の参考として、今年度の企画等専門調査会で案件候補にならなかった基本的な考え方というものを、書かせていただいております。

最後の御意見、リスクコミュニケーションの促進という点については、運営計画案では7ページ以降に書かせていただいておりますが、御意見として、「消費者へのわかりやすい情報提供、マスメディアへの対応等についての努力が必要です」というものでございます。

これにつきましては、これまで食品安全委員会で行ってきておりますホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌の発行などの情報提供に引き続き努めていく旨、それから、平成23年度におきましては食品中の放射性物質等についての報道関係者向けの勉強会等を行いましたので、今後ともこれらの勉強会等を充実させてまいりたい旨回答しております。

それから、4ページをごらんいただきたいと思います。⑧のところ、「23年度に『自ら評価』を行う案件として選定されたもの 情報収集・整理を進める」というところを消しておりますけれども、パブリックコメントの際はこれを残した形で、削除する方向ですというコメントを付した上でパブリックコメントにかけておりましたので、ここは案件として選定されたものはございませんでしたので、最終的な運営計画上は削除いたしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問でございますでしょうか。

○**村田委員** 2点、教えてほしいんですけども、最初の放射性物質の話のところ、他省庁とも調整を行った上でリスク評価が行えるようにという、そういう御希望があったんですけども、答えのとおりで、この機関は中立公正ということで、あらかじめそういうことはできないということ

で独立して行って、その後にリスクコミュニケーションの中で努めていきましよう、私もそのとおりだと思いますけれども、これも実際に、今の段階で結構こういうことをもう既に行っているような気がするのですけれども、もしその辺の状況が分かれば教えていただけますでしょうか。

それから、もう1つは、次のページでガイドラインの話が書いてございまして、やはりガイドラインは速やかに策定してもらえるといいと思いますが、なかなかこの辺は進まないと思うのですけれども、ここに書いてある1つは、農薬の代謝分解についてのガイドラインを平成24年度中に策定したいということですが、ほかのものはどんな状況になっているか、もし分かったら、その辺も教えていただけますでしょうか。

○北池勸告広報課長 最初のリスクコミュニケーションの件について御説明をさせていただきますけれども、放射線に関しましては、今年度、厚生労働省と連携をとって、7カ所のリスクコミュニケーションを一緒に行ってございます。また、4月以降につきましては、さらに消費者庁、あるいは農林水産省との連携を深めて、リスクコミュニケーションを設定していくことで現在計画をしているところでございます。

以上でございます。

○坂本評価課長 ガイドラインの関係につきましては、この資料の3ページの半ばのところに評価ガイドライン等の策定という項目を起こしております、平成24年度には具体的なこととしては先ほど御指摘があった農薬のことがございます。他の案件につきましては、この段階で具体的に記載するには至っておりませんので、それぞれ案件ごとに検討を進めていくということになります。

以上です。

○村田委員 ありがとうございます。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。ほかに御意見ございますか。

○熊谷委員 2番目のコメントに対する考え方ですが、これ、補足的に文言を丁寧に入れたほうがいいという気がしました。「これまでも、国民に対する迅速な情報提供を行うという観点から」の後に、リスク評価に必要な科学的知見が得られないこと等により最終的な云々という、これは、意見の理由のほうに、そのようなことが書いてあるんですけれども、もう一度ここで繰り返し

記載したほうがいいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○**小泉委員長** 私は、そのほうが分かりやすいようにと思いますが、ほかの委員の方々、御意見ありますか。

井原総務課長はどうですか。

○**井原総務課長** それでは、今御指摘のような形で修正をした上で、公表させていただきたいと思っています。

○**小泉委員長** お願いします。

ほかに御意見、御質問ございますか。

ないようでしたら、この運営計画について提案的なものですが、コメントを述べたいと思います。

資料3の3ページですが、その1に、(1)平成23年度末までにリスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件についてということで、その少し下に「特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行う」と書いております。この文章だけでは、できるだけ早期にということがあるだけで、期限の規制は書かれておりません。

実は、食品安全委員会におきまして海外食品安全機関の動向に関する調査が行われまして、平成23年3月に報告書が出されております。その中で、EFSAは、科学的審議に係る期間はそれぞれの事案を所管する法律の枠組みにより異なるが、例えば食品添加物は9カ月、遺伝子組換え食品、それから食品の器具・容器包装では6カ月という最長期間を設定しているとあります。日本では事業者申請品目につきましてはタイムクロック制があり、1年を審議期間と設定しておりますが、それ以外の案件につきましては期限の設定はなく、かなり長期に及んでいるものもあります。例えば設立当初から行われているものもございますが、では、なぜEFSAがこの最長期間を設定できるのか、十分分析しているわけではございませんが、6カ月で評価結果を出したからといって、決していいかげんに評価しているとは私は思われません。なぜなら、日本でもEFSAの評価結果をかなり参考にしております。そこで、日本で評価が長引く理由の一つには、EFSAの職員の人数に比べて非常に少ないことが挙げられます。

いずれにしても、日本では決して評価を雑にして早くするべきと言っているわけではございませんので、誤解されないようお願いいたします。

ただ、食品安全委員会はハザード評価を行っているのではなく、食品由来の物質または物理的要

因について、今ある最新の科学的知見に基づいて中立公正にリスク評価を行うということです。例えば、つい最近の家畜の飼料中のアミノ酸のリスク評価がありましたが、これは、牛がこれらの飼料を食べて、その肉をヒトが食べればリスクはどうなるかということであって、牛のアミノ酸含有飼料の評価をしているわけではありません。

そこで、今後に向けてですが、すべての親委員、職員、専門委員ともに、審議の進め方について正確で迅速な審議方法を期限も念頭に置きながら、今後検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

このことについて何か御意見ございましたらお願いします。井原総務課長のほうはいかがですか。

○井原総務課長 3ページのところに「早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行う」と書かせていただきましたが、私ども事務局としても、計画的に効率・効果的に調査審議を行っていくということの重要性は十分認識しておりますので、今、委員長がおっしゃいましたような方法も一つの方法としてあり得ると思いますので、EFSAの体制なりも十分勉強させていただきながら、今後検討してまいりたいと思います。

○小泉委員長 では、よろしくお願いたします。

それでは、本件につきましては、先ほど熊谷さんがおっしゃったところを修正して最終決定いたします。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 平成24年度食品安全モニターの依頼について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「平成24年度食品安全モニターの依頼について」です。

事務局から報告をお願いいたします。

○北池勸告広報課長 お手元の資料4に基づきまして御報告いたします。

食品安全モニターの依頼でございますけれども、募集につきましては平成24年1月16日から2月10日までの間行いまして、379名の応募がございました。その中から、資格の要件等を確認さ

せていただきまして、235名の方の選定を行ってございます。

結果につきましては真ん中に載せてございますが、平成23年度と比べまして、平成24年度は男性の方の比率が増えたということと、年齢別にみますと、その下にグラフを載せてございますけれども、50代の方が少し増えて30代の方が少し減ったというような形で、全体として各年齢層からいろいろな方に参加をいただいているという状況ではないかと考えてございます。

それで、この依頼につきましては、平成24年4月1日付で依頼の作業に入りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御意見ございますでしょうか。

40代、50代、60代の男性が増えた理由というのは何かあるのでしょうか。

○**北池勸告広報課長** 職業別にどういう方が御参加いただいているかということについて統計はとっているのですが、昨年と比べまして少し企業関係の方が増えたということがございまして、そういう面でその年齢の方が増えたのではないかと私どもは考えてございます。

○**小泉委員長** 分かりました。ありがとうございます。

それでは、事務局は平成24年度食品安全モニターの依頼手続を進めてください。また、モニターの皆様に活発な活動を期待し、御協力いただけるよう、よろしくお願いいたします。

(5) 食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成23年12月～平成24年2月分）について

○**小泉委員長** 次の議事に移ります。

「食の安全ダイヤルに寄せられた質問等」ということで、平成23年12月～平成24年2月分についてです。

事務局から報告をお願いいたします。

○**篠原リスクコミュニケーション官** 資料5に基づいて御報告をいたします。

まず、問い合わせの件数でございますが、1枚目の1.の(1)の参考として推移を表にしてご

ございます。最近は大体月 100 件前後の水準ということで推移しておりましたが、2月は70件となっております。

問い合わせの内容で、放射性物質については、12月、それから1月の問い合わせのほぼ半分が、その放射性物質に関するもので占めておりますけれども、2月に関しましては、少し落ちまして3分の1程度が放射性物質関係ということになるかと思えます。

次に、4ページでございます。4.として問い合わせの多い質問等ということで取り上げております。昨年10月から11月にかけてパブリックコメントを行って、先般、評価結果の通知を行いましたトランス脂肪酸に關します問い合わせが、何件かございました。そのため、ここでは、これを取り上げまして、評価結果に関する質問ということで整理させていただいております。

トランス脂肪酸については、食品安全委員会では、食生活の変化によって若年層の摂取量が増えていると考えられたことから、自ら評価を行って評価書を取りまとめたということと述べた上で、評価書の内容といたしまして、諸外国における研究でトランス脂肪酸の過剰摂取が冠動脈疾患等を増加させるといった可能性が高いことなどを整理しております。ただ、これらの研究結果は、トランス脂肪酸の摂取量が平均的な日本人よりも相当多いケースの結果であること、それから、日本人の大多数は、トランス脂肪酸の摂取量を総エネルギー量の1%未満に抑えるというWHOの目標を下回っていて、通常であれば健康への影響は小さいと考えられるということとございますが、脂質に偏った食事をしている方などで留意が必要であり、そのため、バランスのよい食事を心がけることが大切だといったようなことを述べております。

また、食品事業者へのお話といたしまして、食品中のトランス脂肪酸含有量について、減少傾向にございますが、引き続きその低減に努めていただきたいということ、それから、リスク管理機関においても、引き続きトランス脂肪酸の摂取量について注視して、知見の収集と情報提供をお願いするという評価結果の概要を取りまとめております。併せて関連のURLを記載しております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

(6) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますか。

○井原総務課長 特にございません。

○小泉委員長 それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週 3 月 29 日木曜日、14 時から開催を予定しております。

また、本日、木曜日、15 時 30 分から「化学物質・汚染物質専門調査会幹事会」が公開で、明日、23 日金曜日、14 時から「プリオン専門調査会」が公開で、来週 26 日月曜日、14 時から「農薬専門調査会評価第四部会」が非公開で、27 日火曜日、10 時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、14 時から「添加物専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 424 回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。